

令和8年7月17日の大雨による災害廃棄物の受け入れについて

清掃リサイクルセンター21では、令和8年7月17日の大雨による災害廃棄物について、り災証明書が交付された場合、処理手数料を減免します。

※個人住宅に限らせていただきます。

（事業所、倉庫、店舗、集合住宅、農家の物置等、業務に関わる災害廃棄物は対象外です。）

1. 本人または家族の方が、ごみの搬入時、安心安全課発行の**り災証明書**を清掃リサイクルセンター21の管理棟へ持参してください。**（もし本人が来られない場合は業者でも可）** その際に担当者が持込むごみの量や種類などを伺い、**一般廃棄物処理減免申請書**に記入をしていただきます。
（いずれも持込む際に必要な書類です。）

2. 清掃リサイクルセンター21に搬入できる廃棄物は、次のとおりです。

<受入れが可能なもの>（原形を留めているもの）

- 家財道具 ○畳
- その他市が通常受け入れしている廃棄物
- ※搬入する時は、ごみの種類ごとに分けて搬入して下さい。

<受入れ出来ないもの>

- 瓦 ○ブロック ○グラスウール
- コンクリート ○浴槽 ○石膏ボード
- その他建築廃材及び住宅設備機器に該当するもの

3. 受入時間

平 日：午前8時30分から午後4時30分まで
（ただし、正午から午後1時までを除く。）

土曜日：午前8時30分から午前11時30分まで
（日曜日、祝日を除く。）

（連絡先）

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21

TEL 32-3166